

特定動物飼養・保管許可申請について

許可申請の単位

動物種・飼養保管施設ごとの申請です

特定動物の種類ごとに許可が必要です。(法第 26 条第 1 項)
たとえばボア科のヘビは、6 種類指定されていますが、6 種類すべてを飼育すれば各種類ごとに 6 つの許可申請が必要となります。ただし、複数種を一緒にまとめて申請するときは、許可申請書は別々になりますが、共通して使用できる添付書類等は 1 部提出で足りります。

許可手数料

許可 1 件につき、手数料は 20,000 円となります。

識別措置

マイクロチップ、脚輪（鳥類）等による個体の識別措置が必要です。

許可の有効期間

許可の有効期間は 5 年間です。引き続き飼育する場合は、改めて許可申請の手続きが必要になります。

継続許可 1 件につき 20,000 円の手数料が必要です。

許可申請先

センターにご来所いただき、許可申請に必要な書類を提出していただきます。(書類の内容について確認審査等がありますので郵送では受け付けられません。) 申請書は正本にその写し 1 通が必要です(規則第 22 条)。

申請に必要な書類

特定動物飼養・保管許可申請書(様式第 14)

[記載事項]

氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
特定動物の種類及び数
飼養又は保管の目的
特定飼養施設の所在地
特定飼養施設の構造及び規模
特定動物の飼養又は保管の方法
申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係るマイクロチップ又は脚輪の装着等の措置の内容等に係る情報
特定動物の主な取扱者
役員の氏名及び住所(法人の場合のみ)

添付書類

- 飼養施設の構造及び規模を示す図面
- 特定飼養施設の構造、規模等を示す書類(条例施行規則様式第 5 号)
- 飼養施設の写真
- 飼養施設付近の見取り図
- 申請者(申請者が法人の場合は、その法人及びその法人の役員)が次(法第 27 条第 1 項第 2 条イ～ロ)に該当しないことを示す書類(条例施行規則様式第 4 号)
- この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 法第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者
- 法人であって、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
申請に係る特定動物に既にマイクロチップ又は脚輪の装着時の措置が講じられている場合にあつては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
- マイクロチップ(国際標準化機構が決めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するものに限る。以下同じ。)による場合「獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書」(参考様式第 5)
- 脚輪による場合(鳥類に属する動物に限る。)
「当該脚輪の識別番号に係る証明書」(参考様式第 6)及び装着状況を撮影した写真

許可要件となる遵守事項

施設の構造・基準等に関する事項

おり型施設

- ・土地等へ固定されていること(室内へ常置する場合を除く)
- ・堅牢な構造(特定動物の体力・習性・外部からの衝撃)
- ・特定動物が通り抜けられない格子・金網の目の大きさ
- ・出入口は二重以上であること
- ・戸に施錠設備が設けられていること
- ・給排水設備に逸走防止措置が講じられていること
- ・申請者が施設の維持管理の権原を有していること

水槽型施設等

- ・土地等へ固定されていること(室内へ常置する場合を除く)
 - ・堅牢な構造(特定動物の体力・習性・外部からの衝撃)
 - ・開口部はふた、戸等で常時閉じられること
 - ・開口部に施錠設備が施されていること
 - ・(空気孔・給排水設備を設ける場合)逸走できない孔の大きさであること
 - ・申請者が施設の維持管理の権原を有していること
- 移動用施設(特定動物の運搬用に供することができる施設)
- ・堅牢な構造(特定動物の体力・習性・外部からの衝撃)
 - ・開口部がふた、戸等で常時閉じられること
 - ・開口部に施錠設備が施されていること
 - ・(空気孔・給排水設備を設ける場合)逸走できない孔の大きさであること
 - ・二次囲いに収納して運搬可能であること
- 既に条例の許可を受けている方は現在の構造。基準で可

県条例による許可の基準に関する事項

「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」においても、動物区分別に施設基準(県条例施行規則別表第2)、や捕獲用機材の整備、災害時における特定動物の逃走防止措置等の規定、蛇毒を有する特定動物の飼養保管の際の抗毒素血清、救急措置体制の整備が定められていますので、これらを満たす必要があります(条例第8条第1項、条例施行規則様式第5号)。

飼養管理方法等に関する事項

飼養状況確認を定期的に行うこと

原則として特定飼養施設以外で飼養又は保管をしない

第三者の接触防止措置を講ずること

マイクロチップ、脚輪、標識等による識別措置を、期限内に講じること

許可数以内の数の増減は期限内に届け出ること(許可数の上限を超える場合は事前に変更許可が必要)

識別措置について

法改正により、特定動物には識別措置を講じることが義務づけられました。

対象動物

マイクロチップ等による方法を基本とする識別措置が、すべての特定動物に対して、義務づけられています。マイクロチップが困難な動物等に付いては、入墨や標識等の識別措置を講じることとされています

[識別措置の種類]

哺乳類：規格マイクロチップ

鳥類：規格マイクロチップ、識別番号を付けた脚輪

爬虫類：規格マイクロチップ

規格マイクロチップとは、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するマイクロチップのことです。

マイクロチップ埋め込み部位(代表的なもの)

サル類：左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下

カメ類：左後肢皮下

ヘビ類：総排せつ孔より前の左体側皮下

トカゲ類：左鼠径部

ワニ類：左前方後頭部皮下

マイクロチップの埋め込み証明書

マイクロチップの埋め込みの事実及び識別番号に関する獣医師が発行した証明書(参考様式第12)等が必要です。ただし、既に規格マイクロチップが埋め込まれている場合には、行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に関する証明書(参考様式第5)でも構いません。

措置すべき期間

特定の飼養又は保管を開始してから(許可後)30日以内に行う。

必要な手続き

許可申請の際に、その個体に既に規格のマイクロチップ又は脚輪(鳥類)によって識別措置が講じられている場合は、申請時に証明書を添付する(規則15条第2項第3号)。

許可後守らなければいけない基準

飼養施設に標識を掲示する

特定動物の飼養施設には、「特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識（参考様式第 18）」を、飼養施設又はその周辺に掲示することが原則として義務づけられています（特定動物飼養保管細目告示第 3 条第 2 号）。

また、マイクロチップ等による識別措置ができない場合には、許可を受けたことを示す標識（参考様式第 14）を掲示すること等が必要になります。幼齢の特定動物又はマイクロチップの埋め込みに耐えられる耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合、逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める場合は、許可を受けたことを示す標識を提出したうえで、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出ることが必要です（特定動物飼養保管細目告示第 2 条）。

県条例による標識を掲示する

特定動物動物の飼養者は、その特定しよう施設の設置場所付近の見やすい箇所に、特定動物に係る標識（県条例施行規則様式第 8 号）を掲示しておかなければなりません（県条例第 10 条）。

数の増減の届け出

特定動物の数は、その飼養又は保管を行っている間に、輸入、譲受け、引受け、繁殖、譲渡し、引渡し死亡、殺処分等によって増加又は減少したりする場合があります。特に、販売目的で許可を取っている場合は頻繁に数が変わると思われます。特定動物の飼養又は保管の許可の申請に当たっては、その数を申請書に記載することとされていますが、この数については、飼養又は保管する可能性のある数の上限と実際に飼養又は保管する数の 2 種類の数を申請することとされています。この上限の数の範囲内で、前述の事由により実際に飼養又は保管する数の変動（増減）が生じた場合には 30 日以内に規則第 20 条第 3 号の時化別措置に係る情報と併せて所定の書式に従って届出をします。（特定動物飼養保管細目告示第 3 条第 3 号、同細目告示様式第 2）

一方、許可を受けた飼養又は保管の数の上限を超えて、実際に飼養又は保管する数が増加する場合には、その飼養又は保管の目的の如何にかかわらず、数の変更の許可申請を行わなければなりません。